

NPO 法人オアシス HOKKAIDO
中尾 信哉 様

札幌市長 秋元 克広



特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定に基づく報告徴収について

貴法人が運営する事業所「オアシス札幌」が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定の全部効力停止 6 か月という行政処分が行われたことを受け、貴法人の運営状況等の適格性を判断することを目的として、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 41 条第 1 項に基づき、当該行政処分に関する報告（以下「初回報告」という。）を令和 2 年 5 月 8 日付で徴収いたしました。

当該報告の内容を精査したところ、報告を求めた事項に対する回答が不足している部分があるなど適切に報告がなされているとは言えず、また、法及び貴法人の定款に違反している疑いが認められました。

このことについて、第 41 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めますので、書面で回答してください。

なお、この報告の回答期限を経過しても回答をしない場合又は虚偽の回答をした場合は、法第 80 条第 1 項第 5 号の規定により、理事、監事は 20 万円以下の科料に処されることがあります。

記

1 報告を求める事項

(1) 行政処分を受けるに至った詳細な経緯

初回報告において、貴法人に「行政処分を受けるに至った経緯」を求めたところ、「事業所を利用していないのに給付費を請求したことにある」との報告がされました。

しかしながら、経緯とは、物事の込み入った事情や事件の経過を意味するものであり、この報告内容は行政処分を受けた事由ではあるものの経緯を説明しているとまでは認められませんので、あらためて詳細な説明を求めます。

「いつ」「誰が」「何を」「どのように」行ったことにより行政処分を受けるに至ったのかを時系列に沿って具体的かつ詳細に報告してください。

(2) 行政処分を受ける理由となった事案に関する法人運営上の問題点

初回報告において、貴法人に「行政処分を受ける理由となった事案に関する法人運営上の問題点」の報告を求めたところ、法人運営上の問題点として「虚偽意識の欠落などの運営管理上の問題点」を挙げられました。

上記(1)とも関わりますが、詳細な経過説明がなされていないために、虚偽意識の欠落が当該法人全体の問題なのか、特定の個人の問題なのかが判断できません。

この度の行政処分を受けるに至った経緯として報告を受けた「事業所を利用していないのに給付費を請求した」という行為は、特定非営利活動法人は特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならないと規定されている法第 3 条に違反している疑いがありますので、虚偽意識の欠落の責任の所在について明らかにする必要があります。

そのため、「誰の」虚偽意識の欠落なのか、貴法人の内部で何故是正することができなかったのかについて報告してください。

(3) 法第18条第3項違反の疑い

法第18条第1項から第3項において、法人の監事の行う職務として、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査した結果、法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会または所轄庁に報告することとされておりますが、初回報告を受けた5月8日時点において、所轄庁である本市に対して法第18条第3項に基づく報告はされておらず、初回報告にも監事の職務を執行した旨の記載が一切ありません。

以上のことから、法第18条第3項に違反している疑いがありますので、監事が当該職務を行ったことについて、挙証書類を添付して報告してください。

(4) 法令遵守のために必要な法人運営上の改善点及び改善実行計画書

初回報告において、「法令遵守のために必要な法人運営上の改善点及び改善実行計画」の報告を求めましたが、改善点についての記載はありませんでした。

初回報告徴収の契機となった「障害者総合支援法」に基づく行政処分を受けた就労事業の廃止について言及されてはおりますが、廃止の理由は「運営上の人員の減少による経済的理由」及び「職員確保の困難」であり、貴法人の改善点とは認められません。

また、本市に提出された改善実行計画書は、本市への報告と全く同内容であり、改善実行計画とは認められません。

そのため、(2)で求めた法人運営上の問題点を基に、具体的な法人運営上の改善点及び改善実行計画書をあらためて報告してください。

(5) 理事会議事録不備の疑い

貴法人の定款において、理事会議事録については以下の様に規定されております。

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

しかし、令和2年5月8日付で受理した法第41条第1項に基づく報告に添付されていた当該法人の理事会の議事録では、理事総数、出席者数及び出席者氏名、議事の経過の概要及び議決の結果、議事録署名人の選任に関する事項が記載されておられません。

また、議事録には議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならないとされておりますが、貴法人の理事会議事録には吉沢香織氏1人の記名押印しかされておられません。

このことから貴法人の定款第37条に違反している疑いがありますので、議事録作成に係る経緯及び不備が生じた原因について報告してください。

(6) 虚偽報告の疑い

法第80条により、「第41条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」は、「法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する」とされております。

貴法人の理事会の議事録において、「理事 吉沢香織」と記載されておりますが、所轄庁

である本市が把握している最新の役員名簿では理事に「吉沢香織」の名前は記載されてお
りません。「吉澤かおり」という記載はあるものの、その役職は理事ではなく監事となっ
ております。

いずれにしても所轄庁が把握している理事ではない人物の議事録署名によって議事録
が作成されていることから、法第41条第1項に基づく報告において虚偽の報告を行った疑
いがあります。

また、仮に吉澤かおり氏の現在の役職が理事であった場合には、役員の変更に係る所轄
庁への届出を懈怠していることにより、法第23条第2項の違反の疑いがありますので、事
実関係について報告してください。

また、その際には初回報告添付された理事会の開催に係る詳細な経緯を併せて報告す
るとともに貴法人が定款で定める方法で理事会が開催されたことを証する書類を添付し
てください。

(7) 組合等登記令違反の疑い

法第7条第1項において、法人は政令である組合等登記令に定められた事項について登
記しなければならないとされており、登記することを怠った場合には法第80条第1項に基
づき、法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処するとされております。

また、組合等登記令第3条第1項においては、事務所の所在地に変更が生じた場合には、
2週間以内に変更の登記を行わなければならないとされております。

今般、令和2年5月1日付で受理した貴法人の事務所所在地変更届には、事務所所在地を
「札幌市中央区北1条西10丁目-13-603」から「札幌市中央区南5条西8丁目3-1-902」へ
と変更した旨の記載がされておりましたが、当課が令和2年5月28日付で法務局への公用請求
により取得した当該法人の登記事項証明書に記載されていた主たる事務所の所在地は「札幌
市中央区北一条西十丁目1番13-603号（平成27年2月24日登記）」となっており、所轄庁に
届出を行った現在の事務所所在地と異なっております。

以上から、事務所所在地変更届を作成した令和2年5月1日から2週間以内に事務所の所
在地について登記を行っている事実を確認できないため、法第7条第1項及び組合等登記令
第3条第1項違反の疑いがありますので、登記に係る事実関係について証拠となる書類を添
付して報告してください。

2 報告の回答期限

令和2年（2020年）6月19日（金）17時00分

3 報告の提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市市民文化局市民活動促進担当課NPO法人担当係

（担当：石橋・土田、TEL：011-211-2964 FAX 011-218-5156）